

## 唐津GX推進プラットフォーム規約

(名称)

**第1条** このプラットフォームは、「唐津GX推進プラットフォーム」(以下「本プラットフォーム」という。)と称する。

(目的)

**第2条** 本プラットフォームは、グリーントランスフォーメーション(以下「GX」という。)に向けた取り組みを支援するため、産学官金の連携による情報共有・協力体制のネットワークの場を構築することで、市内事業者の産業競争力強化及び市内の産業振興、ひいては地域経済活性化を図ることを目的とする。

(活動内容)

**第3条** 本プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) セミナーの開催及びメールマガジン配信等を通じた情報発信及び情報共有
- (2) 地域企業主導の事業モデル構築及びビジネス創出支援
- (3) 構成員間の意見交換及びマッチングの場の提供
- (4) 地域企業の技術力向上及び人材育成支援
- (5) その他本プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

(構成員)

**第4条** 本プラットフォームの構成員は、第2条に掲げる目的及び本規約に賛同する次の各号に掲げる法人、団体及び個人で事業を営む者等(以下「法人等」という。)により構成する。

- (1) 正会員 本店又は支店もしくは営業所等の所在地が唐津市内である法人等
- (2) 賛助会員 本店又は支店もしくは営業所等の所在地が唐津市外で、本プラットフォームの活動に協力しようとする法人等
- (3) 支援会員 行政機関、教育・学術研究機関、金融機関又は組合等

2 構成員(これらの従業員を含む。)が、唐津市暴力団排除条例(平成24年3月27日条例第4号)第2条第1号から第4号までのいずれかに該当することが

判明した場合、会員資格を取消す。また、必要に応じて、官公庁への照会を行う。

(参画及び退会)

**第5条** 本プラットフォームへの参画を希望する者は、所定の入会申込手続きにて申し込みを行う。

2 退会を希望する構成員は、事務局に退会する旨を書面（任意様式で可）にて提出しなければならない。

(収入)

**第6条** 本プラットフォームの収入は、会費、寄付その他の収入をもって充てる。

2 構成員は、次の区分に応じ、当該事業年度の年会費を定時総会終了後1カ月以内に納めなければならない。

区分	年会費
正会員及び賛助会員のうち法人	30,000円
正会員及び賛助会員のうち個人	10,000円
支援会員	無料

3 前項の期日以後に入会した場合は、入会日から1カ月以内に納めるものとする。

(役員)

**第7条** 本プラットフォームに、正会員の中から会長1名、副会長2名以内、監事2名以内を置き、構成員の互選により定める。

2 会長は、本プラットフォームを代表し、組織を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

4 監事は、会計を監査する。

5 役員任期は、当該役員が就任した日から次の定時総会までとする。ただし、再任を妨げない。また、補欠により選ばれた役員任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

**第8条** 本プラットフォームに、第3条に掲げる活動内容を円滑に実施するため運

営委員会を設置する。

2 運営委員会は、次に掲げるものの中から10名以内をもって組織する。

(1) 会長及び副会長

(2) 構成員のうち会長が指名するもの

3 運営委員会は、必要に応じて会長が招集のうえ、運営委員会を代表し、総括する。

4 運営委員の任期は、当該運営委員が就任した日から次の定時総会までとする。ただし、再任を妨げない。また、補欠により選ばれた運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 必要に応じて、会長が指名する者をオブザーバーとして運営委員会に参加させることができる。

(会議)

**第9条** 本プラットフォームの会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

2 会議のうち、年1回は毎事業年度終了後2カ月以内に定時総会として開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。

3 総会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 役員を選任に関すること。

(4) 規約の制定及び改廃に関すること。

(5) その他運営に関し必要と認められる事項

4 総会は、構成員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席構成員の過半数の賛成により議決する。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(事業計画及び収支予算)

**第10条** 会長は、毎事業年度、運営委員会で協議のうえ事業計画書及び収支予算書を作成し、総会に報告のうえ承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

**第11条** 会長は、毎事業年度終了後2カ月以内に運営委員会で協議のうえ事業報

告書及び収支決算書を作成し、総会に報告のうえ承認を得なければならない。

(事業年度)

**第 12 条** 本プラットフォームの事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

**第 13 条** 本プラットフォームの事務局は、唐津市及び唐津商工会議所が担う。

2 事務局が行う事務処理の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 唐津市 企画及び運営等に関すること。
- (2) 唐津商工会議所 会計処理に関すること。

(市内法人等への配慮)

**第 14 条** 本プラットフォームは、事業機会の創出にあたり、市内法人等の参画機会に配慮するものとする。

(個人情報の取り扱い)

**第 15 条** 本プラットフォームが入手した個人情報については、本プラットフォームの活動の範囲内でのみ使用し、本人の同意なしに第三者に開示、提供しない。

(補則)

**第 16 条** 本規約に定めるもののほか、本プラットフォームの運営に必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定める。

## 附 則

- 1 本規約は、2025年1月17日から施行する。
- 2 第12条の規定にかかわらず、初年度の事業年度の始期は、規約の施行日とする。
- 3 第6条の規定にかかわらず、設立時の事業年度は、会費を徴収しない。
- 4 第4条及び第7条の規定にかかわらず、本プラットフォームの設立時の役員及び会員は次のとおりとし、設立時の役員及び運営委員の任期は、2026年度の定時総会までとする。

(設立時役員)

会 長 松浦通運株式会社 代表取締役 馬渡 雅敏

副会長 唐津土建工業株式会社 代表取締役 岩本 真二

副会長 株式会社ナラタ 代表取締役 榎田 かおり

監 事 高田電機株式会社 代表取締役 高田 武嗣

(設立時構成員)

<正会員>※五十音順

イオスエンジニアリング&サービス株式会社

笠原建設株式会社

唐津瓦斯株式会社

唐津土建工業株式会社

株式会社唐津パワーホールディングス

株式会社九電工唐津営業所

高田電機株式会社

株式会社ナラタ

東島電気工事株式会社

肥前土木株式会社

株式会社松浦重機

松浦通運株式会社

ユウヒ株式会社

株式会社ワイビーエム

<賛助会員>※五十音順

三菱化工機株式会社

株式会社メリーランド

<支援会員>※五十音順

唐津上場商工会

唐津市

唐津商工会議所

唐津東商工会

株式会社佐賀銀行